

姫路市総合福祉通園センター「ルネス花北」成人部広報紙

ゆうあいにょい

№177

令和4年(2022年)5月20日発行

障害者支援センター
かしのきの里
在宅障害者デイ・サービスルーム
書写障害者デイサービスセンター
広畠障害者デイサービスセンター
障害者やすらぎルーム 障害者体育館

あぼしリサイクル事業所
ぱっそ・あ・ぱっそ

ゆうあいギャラリー



タイトル

「夏の海」

広畠障害者デイサービスセンター

広く活動内容を知っていただくために、利用者の写真を多く掲載しています。
掲載写真は、ご本人の了承を得たうえで使用させていただいている。

コロナ禍での3回目の春を迎えて



姫路市総合福祉通園センター・ルネス花北
所長 北山 真次

新型コロナ感染症が世の中にまん延するようになり、3回目の春を迎えました。その間に流行の波が年に数回起きてきたわけですが、2年ほど前には流行の波というものが起きているのかどうかを国会で議論しているニュースを観て、複雑な思いをしたことを今でもよく思い出します。

陽性者が莫大に増えた時期から、物事が「重点化」されるようになりました。あるところには手厚く、一部はあきらめざるを得ないという考え方としてこの用語は使われ、いつのまにかとても否定的な用語になってしましました。「重点化」から外されたところにこそ目を向けなければならぬのが福祉ではないかと思う今日この頃であります。

すでに英国等は、「with コロナ」にシフトを切った様ですが、姫路市内だけでもこれまでに200人近い方がコロナ感染により亡くなられており、後遺症等も考慮に入れれば、軽症であっても感染に伴うリスクは小さくはなく、まだまだ簡単には「with コロナ」というわけにはいかないだろうと思います。

いろいろな自粛期間も長期となり、家庭や施設での生活から楽しみが減っていることは明らかでしょう。生活とは楽しみの探求であると私は思います。流行の波は繰り返すことを前提にした上で、様々な工夫を凝らし、楽しい生活に向けた取り組みを考えていきたいと思います。

昨年度から障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しの議論が始まっています。社会の変化に伴うニーズへの対応は言うまでもないですが、人材確保等の持続可能性についても考えていく必要があります。誰もが楽しく生活する姫路市を目指し、関係各所との連携を強化していきたいと思います。

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理(令和3年12月16日)の概要

- 平成30年4月に施行された障害者総合支援法改正法の3年後見直し規定を踏まえ、令和3年3月以降、社会保障審議会障害者部会において議論を行い、同年12月16日に中間整理を行った。議論された論点について、以下のとおりとされた。
 - ・一定の方向性を得るに至った障害児支援に関する論点については、必要な措置を講じていく。
 - ・それ以外の論点については、引き続き議論を継続し、令和4年半ばまでを目途に最終的な報告書をとりまとめる。

今回の見直しの基本的な考え方

1. 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり
障害者が希望する地域生活を実現・維持するための支援の充実／地域共生社会の実現／医療と福祉の連携の推進／精神障害者の地域生活に向けた包括的な支援
2. 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応
障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築／障害者の多様なニーズに応じた就労の促進
3. 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現

障害児支援について

<障害児通所支援>

- ・「児童発達支援センター」について、多様な障害等への専門的機能を強化し、他の児童発達支援事業所等に対する助言などを行う機関としての役割・機能を明確化すべきである。こうした役割・機能を総合的に果たすため、「保育所等訪問支援」や「障害児相談支援」としての指定を併せて有することを原則とする方向で検討する必要がある。
- ・「児童発達支援」について、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう「福祉型」と「医療型」を一元化する方向とする。
- ・「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」について、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）全体をカバーした上で、特に重点を置くべき支援内容を決めていく「総合支援型」（仮称）を基本型とする。その上で、専門性の高い有効な理学療法、作業療法、言語療法等の発達支援については、「特定プログラム特化型」（仮称）として位置づける方向で検討する必要がある。
- ・専修学校・各種学校に通学中の障害児でも、市町村長が認める場合は、「放課後等デイサービス」の給付決定を可能とすべきである。
- ・「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」におけるインクルージョンを推進するため、保護者等の意向の把握から保育所等への定着支援に至る一連のプロセスを効果的な標準手法としてまとめ、わかりやすく提示することを検討する必要がある。また、保育所や放課後児童クラブと一体的に支援できるよう検討することが必要である。例えば、保育所と児童発達支援事業所が、一日の活動の中で、子どもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体化的支援を可能とする方向で検討する必要がある。
- ・「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の各ガイドラインで定められ、現在は評価方法が任意とされている自己評価票・保護者評価票について、ガイドライン上の評価票の内容を最低限実施する等、運営基準等での位置付けを見直す必要がある。

障害児支援について(続き)

<過齢児の移行調整>

- ・障害児入所施設から成人としての生活への円滑な移行を促進するため、都道府県及び政令市は、関係者の協議の場を設け、移行調整及び地域資源の整備等に関する総合調整を行うことを責務とすべき。
- ・障害児施設入所中(15歳頃)から、本人の意思決定を支援しつつ、相談支援事業所が成人としての生活への移行・定着までを一貫して支援できる仕組みを検討する必要がある。
- ・特別な事情により移行が困難な者については、都道府県等の協議の場での判断を経て、満22歳満了時までは入所を継続できるようにすべき。

引き続き検討する論点について

<障害者の居住支援について>

- ・障害者が希望する地域生活の実現を推進する観点から、本人が希望する一人暮らし等に向けた支援を目的とするグループホームのサービス類型を新たに設けることを含め、さらに検討する必要がある。
- ・新たなサービス類型の検討については賛成の意見がある一方、現行のグループホームでの一人暮らし等に向けた支援を検討すべきとの意見や宿泊型自立訓練との関係を整理すべきとの意見があつたことを踏まえ、障害者が希望する地域生活の実現の推進に向けた施策を検討する必要がある。
- ・障害者支援施設の在り方について、安心できる居住環境を提供する観点から検討する必要がある。開かれた障害者支援施設として、地域移行や地域課題により一層取り組むため、施設の対応の在り方や地域の事業者・地域住民との連携の強化について検討する必要がある。
- ・地域生活支援拠点等の整備を推進するため、市町村の整備の努力義務化なども含め、法令上の位置づけの明確化を検討する必要がある。

<障害者の相談支援等について>

- ・地域の相談支援の中核である基幹相談支援センターについて、市町村の設置の努力義務化等により、全ての市町村での設置を目指す必要がある。
- ・地域住民の多様な支援ニーズに対応するため、他法他施策による相談支援等との連携強化を図ることが求められる。
- ・協議会の一層の活性化を図るとともに、利用者の個別事例の検討等の実施を促進するため、守秘義務を設ける必要がある。
- ・自立生活援助の整備促進のため、人員基準、利用者の状況に応じた標準利用期間、更新手続の在り方について検討する必要がある。

<障害者の就労支援について>

- ・障害者本人のニーズを踏まえた上で的一般就労の実現や適切なサービス提供等がなされるよう、就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者へのアセスメント(ニーズの把握と就労能力や適性の評価)の実施の制度化を検討する必要がある。
- ・一般就労への円滑な移行のための企業等での短時間勤務中などに、就労系障害福祉サービスの利用が可能となるよう検討する必要がある。
- ・障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化として、障害者就業・生活支援センター事業の運営主体が就労定着支援事業を実施可能とすること、障害者就業・生活支援センターがスーパー・バイト等の基幹型機能も担う体制を整備することなどについて検討する必要がある。

引き続き検討する論点について(続き)

<精神障害者等に対する支援について>

- ・市町村の相談支援を担う職員の教育・研修の仕組み、「かかりつけ精神科医」と他科の「かかりつけ医」との連携、機能の役割、精神科医療機関の精神保健福祉士等と地域生活支援拠点等との連携の強化など、医療・障害福祉・介護・住まい・就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けた検討を進めるべきである。

<障害福祉サービス等の質の確保・向上について>

- ・第三者による外部評価の導入、障害福祉サービス等報酬におけるプロセスやアウトカムの視点に基づく評価、情報公表制度の推進、データ基盤の整備、実地指導・監査の強化を検討する必要がある。

<制度の持続可能性の確保について>

- ・都道府県が行う障害福祉サービス事業者等の指定について、市町村が意見を申し出ることを可能とするとともに、都道府県は事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができる仕組みの導入を検討する必要がある。
- ・障害特性に応じたICT活用やロボット導入により、業務効率化や職員の業務負担軽減をさらに推進する必要がある。
- ・処遇改善等の人材確保の取組を一層推進するとともに、質の高い人材の定着を図るために検討や、専門性や経験年数等に応じた評価の在り方を検討していく必要がある。

<居住地特例、高齢の障害者に対する支援等、障害者虐待の防止、地域生活支援事業、意思疎通支援、療育手帳の在り方について>

- ・介護保険施設等を居住地特例の対象に追加する必要がある。
- ・一律に介護保険サービスが優先されるものではない等の介護保険優先原則の運用の考え方について、改めて周知徹底を図ることが必要である。
- ・入院中の重度訪問介護の利用によるコミュニケーション支援等の必要性を判断する基準などを検討する必要がある。
- ・障害者虐待防止法の事実確認及び立入調査を基幹相談支援センターに委託(立入調査は、市町村職員の身分を有する者に限る)可能なことを明確化する必要がある。
- ・地域生活支援事業の在り方について、自治体における執行状況やニーズ等を踏まえて、個別給付の在り方の見直しとあわせて、財源を確保しつつ、引き続き検討する必要がある。
- ・意思疎通支援について、地域格差を解消するために、ICT及び情報通信システムの利用促進に取り組むとともに、意思疎通支援従事者の確保等に資する新たな取組を検討する必要がある。
- ・療育手帳の在り方について、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負荷等も踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連諸施策への影響、法令上の対応等も含め、幅広く調査研究を続けるべきである。

5

(厚生労働省作成の資料より)

新人研修の取り組み

ルネス花北研修係 小林 大介（障害者支援センター）

ルネス花北では、児童部と成人部が合同で研修体系を組み、各部署に応じた職員育成計画があります。その中からここでは、新人職員の育成を目的とした職場研修を紹介したいと思います。

ルネス花北の新人研修は、年間を通して講義形式で行われる集合研修（Off-the Job Training）と、OJT研修（On the Job Training）を重要視して取り組んでいます。

令和4年度 新人新任研修年間予定（成人部）

日程	内容
4月	ルネス花北の理念・組織説明 対人援助の基本について 接遇について 倫理綱領・職員行動規準 記録について
5月	救急対応研修
6月	てんかん・脳性麻痺について
7月	摂食について
8月	発達障害について
9月	福祉制度とサービス利用
10月	新人同士による今までの振り返り（グループワーク）
11月	コミュニケーションについて
12月	感覚について
1月	家族支援について
2月	施設紹介1 児童部（新人部署紹介）
3月	施設紹介2 成人部（新人部署紹介）

集合研修は、左の図のように1年間毎月行われ、ルネス花北の職員として業務を遂行する上で、必ず知っておかなければならない基本的な知識を提供しています。

入職して半年後に、新人職員同士が仕事について振り返る場を設定し、講義形式の新人研修のメニュー内に、グループワークを取り入れています。新人職員同士が仕事についてお互い話す機会となり、日々の悩みを共感するとともに、他職員の実践を聞くことで自分の悩みに対する解決策に気付くことにも繋がっています。

OJT研修では、それぞれの配属された職場で、先輩職員（OJTリーダー）の指導のもとで実際に業務をしながら、実践的なスキル、組織における価値観や態度を習得します。

OJT研修は平成18年度から導入され継続して実施してきました。下の図は「育成計画」で、職員の習得すべき

仕事内容やスキルなどが明記されています。縦軸は2ヶ月後、半年後、1年後と細かい段階づけが行えるように設定し、横軸は一般社会で必要な「社会人研修」、組織運営に必要な「組織人研修」、各職員の専門性を高めるための「職業人研修」と、3つの項目があります。

育成計画			
障害者支援センター 就労継続支援B型事業			
期間	社会人	組織人	
2ヶ月後	とを意識し 利用者、家族、職員に社会人として正しい接遇・言葉づかいができる 時間を作る 新しい服装や姿勢を覚える	基礎的事務処理（拜見、時間外等）ができる 部署の職員の名前、担当だけでなく部署内の利用者の名前を覚える 電話対応の基本的スキルを身につける、積極的に電話に出る ホウレンソウの基本ができる 職場の雰囲気に慣れる 欠席時の連絡、休暇の取得方法を理解し実行できる 昇給が出来る	在庫状況を見ながら作業に必要な材料の発注が出来る 部署の仕事の内容を理解する 作業補助や検査が出来るようになる 1日、週単位の仕事の流れを理解し、自分が出来る事に順序的に取り組む ケース記録の記入ができる
半年後	開催部署・機関の職員の名前を覚える OJT等と一緒に事務処理（決算等）ができる ホウ・レン・ソウの必要性を理解し、確實にできる 公用車を安全に運転できる	職務の内容を理解したうえで、利用者、家族、開催機関とともにコミュニケーションの基本を理解する サービスと相談しながら個別支援計画（半）が作成できる 単独で作業場面を切り盛りできるようになる 開催企業との連絡調整ができる	

育成計画の目標が順調に達成できているか2ヶ月後、半年後、1年後に、それぞれ育成計画を用いて進捗状況をチェックするようにしており、覚える仕事の内容や順番が明確化されているので、新人職員にとってわかりやすく、達成感を持ちやすくなるように工夫されています。

また、育成計画に関連して「OJTシート」というものもあります。これは、新人職員と先輩職員の話し合いによって重点目標を決め、半年毎にその到達度を確認するシートです。目安となる目標が具

体的に明確化され、新人職員が達成感を持ちやすくなることをねらいとするとともに、新人職員 ⇄ 先輩職員（OJTリーダー） ⇄ 施設長（統括）が話し合う機会を保証できる仕組みとなっています。

ルネス花北は新人職員が知識やスキルを身につけ、ステップアップするための様々な環境が整っています。新人研修を成功させるためには、OJTリーダーだけでなく職場全体で「人材は人財である」という意識を持って人材育成に取り組んでいく必要があります。今後も新人職員が前向きに仕事を行っていくよう、職場全体で新人育成に取り組んでいきたいと思います。

クリーン作業班 班紹介

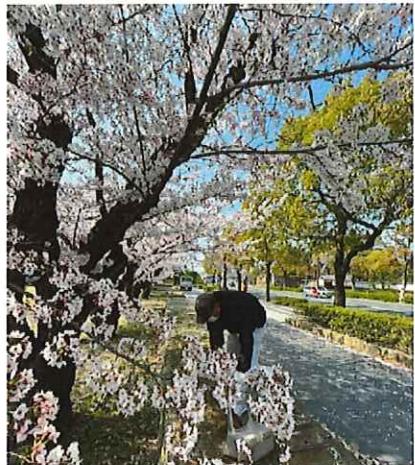
かしのきの里 クリーン作業班担当 野上慎一郎

今回はかしのきの里のクリーン作業班について紹介します。

クリーン作業班はその名のとおり、主にクリーンに携わる仕事をしています。アルミ缶の回収、選別や古紙回収などリサイクルに関わる作業を行ったり、年間を通して公園、駐車場、マンション、バス停などの清掃作業や、夏場を中心に除草作業を行います。また少しクリーンからは離れますが、近隣地域の工場から作



姫山駐車場からの景色

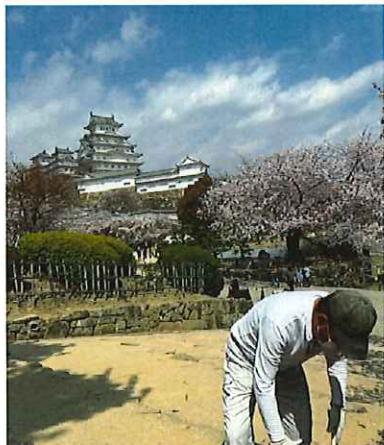


三九公園

業を受注し、実際に工場へ赴いて作業をしたり、かしのきの里で箱詰めやシール貼り作業も行っています。

クリーン作業班は作業の半分が屋外作業であるため、雨が続くと作業の調整に苦労します。一方で、四季を感じる機会に恵まれており、春は桜満開の下で掃除をしたり、夏の青い空、秋の紅葉、冬は時に寒さを肌身に感じながら、温かいお茶でつかの間の暖を取ったりと、四季折々の楽しみがあります。

今年の4月は桜が本当にきれいでいた。写真では伝わりにくいですが、絶景の姫路城の下で作業をしている時



姫路城三の丸広場

には、姫路市民でよかったですなど身に染みて思う時もあります。また観光客に「お疲れ様です」と声をかけていただくことも多く、自分たちの仕事に誇りを感じる瞬間でもあります。

クリーン作業班では、駐車場の清掃やマンション共用箇所の清掃、除草作業などを随時お請けしています！！

たくさんのご依頼お待ちしております！

～～～かしのきの里 陶芸班よりお知らせ～～～

「ゆうあいだより No.170 号」の陶芸班紹介にて大好評だった企画を今回も行います！！記事を見て連絡を下さった方、8月末までの期間で以下の備前焼商品をお得に販売いたします！

ピアマグ小：1,000円⇒700円。 飯茶碗 1,000円⇒700円。
合わせて5点お買い上げごとに変わり小鉢もプレゼント！

2022年度のスタッフ紹介



【障害者支援センター】所長:高橋 晃 副所長:堀内泰介

訓練グループ	自立訓練班	田渕美咲 篠原 彩
	就職訓練班	堀内泰介 谷口奈緒子 山末由美子
就労グループ	製菓班	前田真織 浦川 耀
	喫茶班	ぴあの ぴあ～の： 木村 碧 合内美佳 南川溶子 あっと・ゆ～る、ふれあい： 西口若菜 陶山美穂
	洗車班	平野 潤 奥田祐也
	作業第一班	藤本健吾 大畑和美
活動作業グループ	軽作業班	時村暁彦 船曳 謙 本間なつみ
	個別作業班	小林大介 田淵奏恵 岡本隼並
		増田真由 寺脇真寿美 新部健一 清名彩月
	活動班	中川明美 小田健司 渕上 玲 西本弥生 三谷菜々香 武田朋子 富岡美帆 橋本美希 山口智之
総務グループ	事務・用務	山本しのぶ 大野萌絵 萩原美奈子
	栄養士・調理	岡崎由有香 丸井由賀里 藤原京子 延澤友香 藤田宏美

【かしのきの里】園長:原田賢哲

クリーン作業・陶芸班	鷹谷直樹 野上慎一郎 河谷拓真 堀田紗季 森上かおる 穂原愛実
就労移行班	立花知加子 栗岡由実 安藤 勝
事務・給食・用務	金谷由美 森 留美子 三浦 攝 名村裕美

【あほしりサイクル事業所】所長:高野進吾

	秋竹展樹 安井大悟 藤岡菜都美 藤岡 舞
事務	金谷由美(兼)

【在宅障害者デイ・サービスルーム】室長:伊藤文繁

	中川繭子 田中美保
事務	山本しのぶ(兼) 大野萌絵(兼)

[書写障害者ティーサービスセンター] 所長:山崎奈保美

A班	牛尾将人 田中尚子 戸田 縁	坂口雄一 天田沙恵 野中麻衣	梶本聖子 原 和美 河野由紀	安國奈央 大江貴宏 藤田徳子 登里和明
B班		安藤 希	伊吹雅恵	奥本弥生
事務・給食	朝比奈政美 国司弘江(兼) 岸上瑞江 田枝智奈美			

[広畠障害者ティーサービスセンター] 所長:竹田公子

	土屋 敦 田中裕美	東 陽介 鈴木 旋	中村浩子 福井美樹	平田桃香 井上恵子	高尾博志 伊藤衿子	鷹谷とも子
事務・給食	国司弘江 村中巳佐子 潑北 薫					

[ぱっそ・あ・ぱっそ] 所長:濱 亜紀子

相談支援	崎岡和幸 万永章宏 八木亜由美 尾形 愛 大江なつみ 坂本早苗 矢内真季子 西田純子 岸本優子 江見陽子 河原ゆかり
事務	山本和美 清水美香(兼)

[障害児療育関係事業] 事業長:伊藤文繁(兼)

事務	委託事務	清水美香
	診療事務	藤田圭子 濱本利恵 荒尾裕子
給食・用務		壺さおり 安富優子 中根奈津子 八田英奈 宗俊聰子
保育	さくらんぼ保育	辻本 幸 西川朋子 井上綾子

[障害者やすらぎルーム] 室長:伊藤文繁(兼)

	森下明代 渡邊有希美
事務	清水美香(兼)

[障害者体育館] 館長:伊藤文繁(兼)

事務	清水美香(兼)
----	---------



ルネス花北成部事業所一覧

姫路市立 障害者支援センター（多機能型）	
〒670-0804	姫路市保城 309 番地 1
TEL 079-282-2384	FAX 079-224-6751
就労移行支援	就職訓練班
自立訓練	自立訓練班
就労継続支援B型	喫茶班「café ぴあのぴあ～の」「café あっと・ゆ～る」「ふれあい」 製菓班「クッキー工房 檸の詩」・洗車班・作業第一班
生活介護	軽作業班・個別作業班・活動班
姫路市立 かしのきの里（多機能型）	
〒671-2246	姫路市打越 1352 番地 6
TEL 079-267-0202	FAX 079-267-0445
就労移行支援	就労移行班
就労定着支援	
就労継続支援B型	クリーン作業・陶芸班
姫路市立 書写障害者デイサービスセンター	
生活介護	〒671-2203 姫路市書写台二丁目 7 番地 1
TEL 079-267-2636	FAX 079-267-2794
姫路市立 広畠障害者デイサービスセンター	
生活介護	〒671-1116 姫路市広畠区正門通三丁目 2 番地 2
TEL 079-239-1888	FAX 079-239-1898
姫路市立 在宅障害者デイ・サービスルーム	
地域活動支援センターⅡ型	〒670-0804 姫路市保城 309 番地 1
TEL 079-282-2384	FAX 079-224-6751
姫路市立 障害者やすらぎルーム	
障害児・者一時保護施設	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地
TEL 090-2598-9237	FAX 079-224-3173
姫路市立 障害者体育館	
体育施設	〒670-0806 姫路市増位新町二丁目 37 番地
TEL 079-288-7122	FAX 079-224-3173
あぼしリサイクル事業所	
就労継続支援A型	〒671-1236 姫路市網干区網干浜 4 番地 1 エコパークあぼし内
TEL 079-273-8889	FAX 079-273-8870
ぱっそ・あ・ぱっそ	
相談支援事業所	〒670-0955 姫路市安田三丁目 1 番地 姫路市総合福祉会館 2 階
TEL 079-240-6702	FAX 079-240-6705

ゆうあいだより No.177 令和4年(2022年)5月20日発行
 発行 姫路市総合福祉通園センター成人部
 編集 「ゆうあいだより」編集係